

こ う じ へんこう
「子の氏の変更」の手続とは……

子が、父又は母と氏を異にする場合には、その子は、家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称することができます。

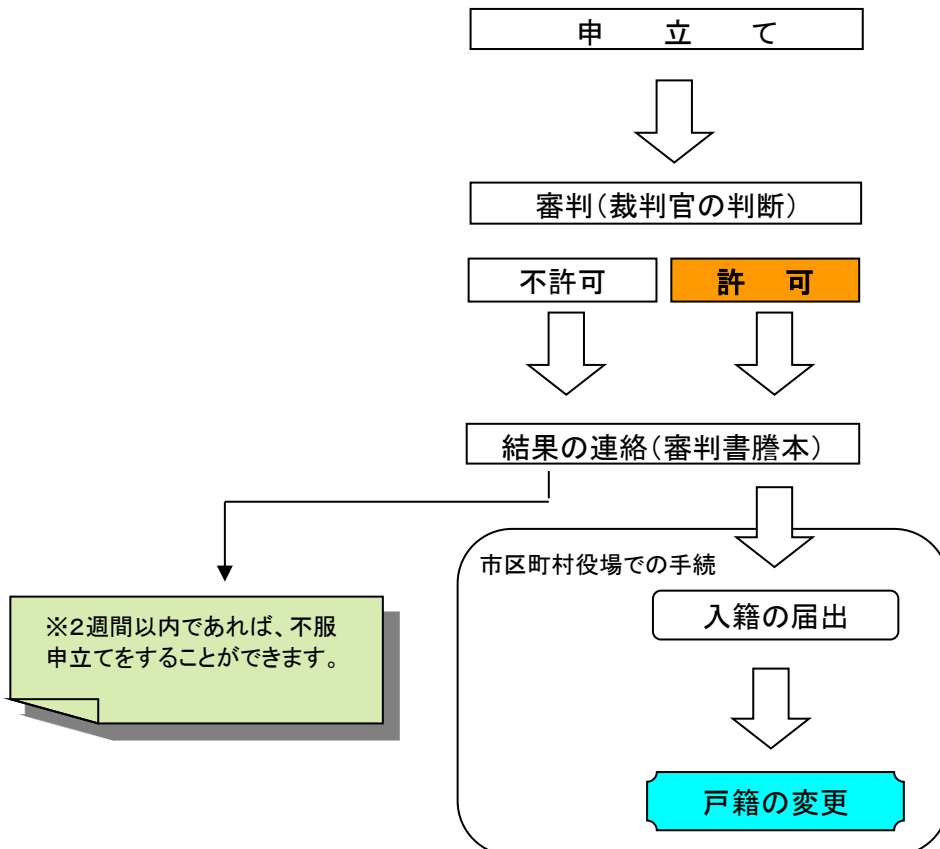
例えば、離婚すると、母（又は父）と子の戸籍は別々になります。そのため、母（又は父）と子の戸籍を同じ戸籍にしたいときは、裁判所で許可を得てから、市区町村役場に入籍の届出をしなければなりません（民法791条1項）。その裁判所の許可を得る手続が「子の氏の変更」と呼ばれる手続です。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意して、裁判所に提出してください（郵送可）。

申立てをする人	子(子が15歳未満のときは、子の法定代理人が代理して行います。)
申立てをする裁判所(管轄)	子の住所地の家庭裁判所 ※ 札幌家庭裁判所の管轄区域は別紙のとおり (その他の管轄については、裁判所ウェブサイトの「裁判所の管轄区域」をご覧ください。)
申立てに必要な費用	□子1人につき収入印紙 800円 □連絡用の郵便切手 84円×1枚 (追加の場合あり)
申立てに必要な書類	□子の氏の変更許可申立書 1通 □子の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 □母(又は父)の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 ※ 父母の離婚に伴う申立ての場合は、離婚届の内容が反映された戸籍謄本(全部事項証明書)を取得してください。 ※ 同意書や上申書が必要になる場合があります。 ※ 戸籍謄本の原本の返還を希望される場合は、あらかじめ原本とコピーをご提出ください。 ※ そのほかに書類の提出をお願いすることもあります。

手続の流れ

※一般的な流れを示したものです。



(別紙)

札幌家庭裁判所の管轄区域

札幌家庭裁判所(本庁) 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 電話 011-350-4294(ダイヤルイン)	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡 (当別町 新篠津村)
札幌家庭裁判所岩見沢支部 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東4丁目 電話 0126-22-6650(代表)	岩見沢市、美唄市、三笠市、夕張郡(由仁町 長沼町 栗山町) 空知郡の内 南幌町 樺戸郡の内 月形町
札幌家庭裁判所夕張出張所 〒068-0411 北海道夕張市末広1-92-16 電話 0123-52-2004(代表)	夕張市
札幌家庭裁判所滝川支部 〒073-0022 北海道滝川市大町1-6-13 電話 0125-23-2311(代表)	滝川市、芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市 空知郡の内 奈井江町、上砂川町 樺戸郡の内 浦臼町、新十津川町
札幌家庭裁判所室蘭支部 〒050-0081 北海道室蘭市日の出町1-18-29 電話 0143-44-6733(代表)	室蘭市、登別市、伊達市、白老郡(白老町)、有珠郡(壮瞥町) 虻田郡の内 豊浦町、洞爺湖町
札幌家庭裁判所苫小牧支部 〒053-0018 北海道苫小牧市旭町2-7-12 電話 0144-32-3295(代表)	苫小牧市 勇払郡の内 厚真町、安平町、むかわ町
札幌家庭裁判所浦河支部 〒057-0012 北海道浦河郡浦河町常盤町19番地 電話 0146-22-4165(代表)	浦河郡(浦河町)、様似郡(様似町)、幌泉郡(えりも町) 日高郡新ひだか町の内 旧三石郡三石町
札幌家庭裁判所静内出張所 〒056-0005 北海道日高郡新ひだか町静内こうせい 町2-1-10 電話 0146-42-0120(代表)	沙流郡(日高町 平取町)、新冠郡(新冠町) 日高郡新ひだか町の内 旧静内郡静内町
札幌家庭裁判所小樽支部 〒047-0024 北海道小樽市花園5-1-1 電話 0134-22-9157(代表)	小樽市、余市郡(仁木町 余市町 赤井川村)、古平郡(古平町)、 積丹郡(積丹町)
札幌家庭裁判所岩内支部 〒045-0013 北海道岩内郡岩内町字高台192-1 電話 0135-62-0138(代表)	岩内郡(共和町 岩内町)、磯谷郡(蘭越町)、古宇郡(泊村 神恵内 村) 虻田郡の内 ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町